

議案第 30 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の4の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援事業者の指定基準）

第6条の5 介護予防支援事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第7条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「27, 930円」を「30, 760円」に改め、同条第2号中「27, 930円」を「38, 450円」に改め、同条第3号中「41, 890円」を「46, 140円」に改め、同条第8号中「97, 750円」を「129, 190円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第7号中「83, 790円」を「92, 280円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「290万円未満」に改め、同号イ中「（(1)に係る部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第10号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 104, 580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 116, 880円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）  
第7条第6号中「69, 820円」を「79, 970円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「62, 840円」を「73, 820円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「55, 860円」を「55, 360円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61, 520円

付則に次の3項を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

- 1 1 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年3月31日の翌日から行うものとする。
- 1 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年3月31日の翌日から行うものとする。
- 1 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年3月31日の翌日から行うものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（保険料率に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成26年度分までの保険料率については、なお従前の例による。